東京大学大気海洋研究所放射線障害予防規程

制定 平成22年 4月 1日 改正 平成22年 9月27日 改正 平成27年 3月 5日 改正 平成29年11月22日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、東京大学大気海洋研究所(以下「研究所」という。)における放射性同位元素及び放射性汚染物(以下「放射性同位元素等」という。)の使用その他の取扱いに関し、これらによる放射線障害の発生を防止し、安全の確保に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、研究所の管理区域に立ち入るすべての者に適用する。

(細則等の制定)

- 第3条 東京大学大気海洋研究所長(以下「所長」という。)は、この規程に定める事項の 実施について、次の各号に掲げる細則等を定めるものとする。
 - (1) 東京大学大気海洋研究所放射性同位元素実験室使用細則
 - (2) 東京大学大気海洋研究所放射性汚染物廃棄に関する処理細則
 - (3) 東京大学大気海洋研究所放射性同位元素実験室使用者要領
 - (4) 東京大学大気海洋研究所における下限数量以下の非密封放射性同位元素の管理 区域外使用細則

第2章 組織及び職務

(組織)

第4条 研究所における放射性同位元素等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する 者に関する組織は、別図のとおりとする。

(放射線取扱主任者等)

- 第5条 研究所における放射線障害の防止に関する指導監督を行うため、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)を置く。
- 2 主任者が旅行、疾病等により職務を行うことができないときは、その期間中主任者の職務を代行させるために、主任者の代理者(以下「代理者」という。)を置く。
- 3 主任者及び代理者は、第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、所長が任

命する。

- 4 所長は主任者に法で定められた期間毎に定期講習を受けさせなければならない。
- 5 主任者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等(以下「法令等」 という。)の規定に基づき、放射線障害防止に関する監督に関し、次の各号に掲げる職務 を行う。
 - (1) 放射線障害予防規程の制定及び改廃への参画
 - (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
 - (3) 法令等に基づく申請、届出、報告の審査
 - (4) 立入検査等の立合い
 - (5) 異常及び事故の原因調査への参画
 - (6) 所長に対する意見の具申
 - (7) 使用状況及び施設、帳簿、書類等の監査
 - (8) 関係者への助言、勧告及び指示
 - (9) 衛生委員会の開催の請求
 - (10) その他放射線障害防止に関する必要事項
- 6 主任者は、この規程に定める事項に反した者に注意を与え、必要な措置を講じることができる。
- 7 代理者は、主任者が旅行、疾病等によりその職務を行うことができない期間中、その職務を代行しなければならない。

(放射線安全管理員)

- 第6条 研究所の放射線管理に関する業務を行うため、放射線安全管理員(以下「管理員」 という。)を置く。
- 2 管理員は、所長が主任者と協議の上任命する。

(下限数量以下R I 使用責任者)

- 第7条 管理区域外で使用する下限数量以下非密封放射性同位元素(以下「下限数量以下 RI」という。)の管理に関する業務を行うため、承認された使用場所ごとに下限数量以 下RI使用責任者(以下「使用責任者」という。)を置く。
- 2 使用責任者は、所長が主任者と協議の上任命する。

(衛生委員会)

- 第8条 放射線障害の防止に関し、次の各号に掲げる事項を衛生委員会で審議する。
 - (1) 事故の発生若しくは放射線の異常漏洩又は個人被ばく若しくは放射線業務従事者 等の健康管理の問題の検討、処置、対策等に関すること。
 - (2) 新しい施設若しくは設備の設置又は核種の追加、増加等の安全性に関すること。
 - (3) この規程の改廃及びこの規程に定める事項の実施に関すること。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、放射線障害の防止に必要なこと。
- 2 衛生委員会の委員長は、所長をもって充てる。

- 3 衛生委員会の組織及び運営に関する事項については、別途定める。 (放射線業務従事者等)
- 第9条 放射性同位元素等を取り扱おうとする者及び管理区域外の承認された場所において下限数量以下RIを取り扱おうとする者は、あらかじめ主任者の承諾を得て、東京大学放射線取扱者登録申請書により、所長に放射線業務従事者(以下「従事者」という。)の登録の申請を行わなければならない。
- 2 前項の申請を行った者は、第26条の健康診断を受診しなければならない。
- 3 所長は、前項の健康診断の結果、異常を認められなかった者で、東京大学全学一括講習会又はこれと同等の教育訓練及び研究所が行う部局講習会を受けた者を、従事者として登録する。
- 4 放射性同位元素等の取扱い以外の業務のために随時管理区域に立ち入る者は、取扱の 登録を行わなければならない。
- 5 東京大学以外の機関に所属する共同利用研究者が、放射性同位元素等を取り扱おうと する場合は、その者が所属機関において放射線業務従事者として登録管理され、かつ、必 要な健康診断等を受けていることを証明する資料を添えて、所長に共同利用従事者の登 録の申請を行い、許可を得なければならない。
- 6 見学等のため、一時的に管理区域に立ち入る者は、事前に所定の用紙に必要事項を記入 し、主任者の許可を得なければならない。

第3章 管理区域

(管理区域)

- 第10条 所長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域と して指定する。
- 2 主任者は、次に定める者以外の者を、管理区域に立ち入らせてはならない。
 - (1) 前条に定める従事者及び共同利用従事者
 - (2) 見学者等で一時立入者として主任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

- 第11条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 定められた出入口から出入りすること。
 - (2) 個人線量計を指定された位置に着用すること。
 - (3) 管理区域内において飲食、喫煙を行わないこと。
- 2 主任者は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取扱いに係る注意事項を掲示し、 管理区域に立ち入る者に周知させなければならない。

(施設の維持・管理・点検)

第12条 管理区域内の建物、電気、ガス、給排水設備、冷暖房設備等の維持管理は、事務

部施設・安全管理チーム(以下「施設・安全管理チーム」という。)が行う。

- 2 管理員は、施設・安全管理チームと協力して、前項の施設、設備の整備につとめるものとする。
- 3 管理員は、放射線管理に用いるための計測機器、モニター、保守設備、器具等を日常管 理しなければならない。
- 4 管理員は、別表に掲げる事項について定期的に施設の点検を実施し、実施年月日、実施 者氏名、点検の結果及びこれに伴う措置の内容を記録しなければならない。
- 5 管理員は、点検の結果を放射線取扱主任者を通じ、所長に報告しなければならない。
- 6 点検の結果、異常が認められたとき、所長の指示により施設・安全管理チームは、その状況、原因を調査し、修理、交換等の措置を講じなければならない。
- 第13条 従事者及び共同利用従事者は、法令等及びこの規程に従うほか、放射線による披ばく、環境の汚染をできるだけ少なくするよう心がけなければならない。

第4章 受入れ及び払出し、持出し及び持込み、使用

(放射性同位元素の受入れ及び払出し)

第14条 放射性同位元素の購入、受入れ及び払出しは主任者の承諾を得た上で行わなければならない。

(下限数量以下RIの持出し及び持込み)

- 第15条 管理区域からの下限数量以下 RI の持出しは、主任者または管理員の承諾を得て、使用責任者が管理区域外 RI 使用数量確認書により管理区域外に係る承認数量を超えない事を確認した上で行わなければならない。
- 2 管理区域外RI使用場所から管理区域内への下限数量以下RI及び下限数量以下RI によって汚染されたものの持込みは、管理区域外RI使用数量確認書に記帳をした上で、 管理区域内の規則を遵守して行うこと。

(使用)

(放射線作業)

- 第16条 放射性同位元素及び下限数量以下RIを使用しようとする従事者及び共同利用 従事者は、あらかじめ所定の用紙による計画書を作成し、事前に主任者及び衛生委員会委 員長の承諾を得なければならない。
- 2 放射性同位元素の使用は、前項の計画書に従って行い、方法、場所、時間等に変更を要する場合には、主任者及び衛生委員会委員長に文書でその旨を申し出て承諾を得なければならない。
- 3 主任者及び衛生委員会委員長は、第1項又は前項の申し出を受けた場合には、協議の上、 計画の全部若しくは一部を変更し、又は中止させることができる。

(密封されていない放射性同位元素の使用)

- 第17条 密封されていない放射性同位元素(以下「非密封放射性同位元素」という。)を 使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用は、作業室において行い、承認使用数量を超えないこと。
 - (2) 排気設備が正常に作動していることを確認すること。
 - (3) 吸収材、受け皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
 - (4)作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業すること。また、これらを着 用してみだりに管理区域から退出しないこと。
 - (5) 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の汚染を検査し、汚染があった場合は、主任者又は管理員に連絡するとともに、直ちに除染のための措置をとること。
 - (6)表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。
 - (7)表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の1/10を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。
 - (8) 放射性同位元素を体内に摂取した時、又はそのおそれがあるときは、直ちに主任者に連絡し、その指示に従うこと。

(下限数量以下RIの使用)

第18条 管理区域外の承認された場所において、下限数量以下RIを使用する者は、大気 海洋研究所における下限数量以下の非密封放射性同位元素の管理区域外使用細則を遵守 しなければならない。

(ECD付ガスクロマトグラフの使用)

- 第19条 ECD付ガスクロマトグラフ(以下「ECD」という。)を使用しようとする者は、ECDを初めて取扱う前及び取扱い開始後にあっては1年を超えない期間ごとに、次の項目について、経験者から教育訓練を受けなければならない。
 - (1) 放射線の人体に与える影響
 - (2) ECDの安全取扱
 - (3) 関係法令等
 - (4) 本規程
- 2 前項の教育訓練は、当該者が前項に規定する内容について十分な知識と経験を有すると主任者が認める場合には免除できる。
- 3 ECDを使用する者は、所定の記録をしなければならない。

第5章 保管、運搬及び廃棄

(保管)

第20条 非密封放射性同位元素は、所定の容器に入れ、貯蔵施設の所定の場所に貯蔵する。

- 2 非密封放射性同位元素を貯蔵する場合には、吸収材、受け皿等を用意し、貯蔵箱、貯蔵 庫内が汚染しないようにする。
- 3 貯蔵に際しては、貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵してはならない。
- 4 ECDは、ガスクロマトグラフに装備した状態で保管する。
- 5 貯蔵庫及び貯蔵冷蔵庫は、管理員が施錠し、錠は管理員が保管する。 (管理区域における運搬)
- 第21条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混 載を避け、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、披ばくの防止、その他保安上必要な 措置を講じなければならない。
- 2 研究所外で放射性同位元素等を運搬しようとする者は、主任者の許可を得て、法令の規 定に従って行わなければならない。

(廃棄)

- 第22条 非密封放射性同位元素の廃棄は、次の各号に従うほか大気海洋研究所放射性汚染物廃棄に関する処理細則に従って行う。
 - (1) 固体状の放射性廃棄物は、不燃性及び可燃性に区別し、それぞれ専用の廃棄物容器 に封入し、保管廃棄室に保管廃棄すること。
 - (2)液体状の廃棄物は、所定の放射能レベルに分類し、保管廃棄又は排水設備により排水口における廃液中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排水すること。
 - (3) 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素 の濃度を濃度限度以下として排気すること。
 - (4) 放射性有機廃液は、保管廃棄した後、廃棄業者に引き渡す。
- 2 排水設備の操作は、管理員が行う。
- 3 ECDについては、廃棄業者等に引き渡す。

第6章 測定

(場所の測定)

- 第23条 管理員は、安全管理に係る放射線測定機器等を、それらが常に正常な機能を維持するよう管理しなければならない。
- 2 主任者又は代理者は法定の資格を有する者に、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び研究所境界についての放射線の量を放射線測定器を用いて原則として1センチメートル線量当量について、放射性同位元素の取扱いを開始する前及び開始後にあっては1月を超えない期間ごとに測定させ、その結果を記録しなければならない。ただし、ECDについては、ガスクロマトグラフ装置の表面について、取扱い開始前及び取扱い後にあっては6月を超えない期間ごと並びに線源を交換した場合は、その都度測定し、記録する。

- 3 主任者又は代理者は、作業室、汚染検査室、管理区域境界、排気設備の排気口、排水設備の排水口についての放射性同位元素による汚染の状況の測定を、放射性同位元素の取扱いを開始する前及び開始後にあっては1月を超えない期間ごとに測定させ、その結果を記録しなければならない。
- 4 非密封放射性同位元素を使用する者は、その前後に使用場所について放射線の量 及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果を記録し、管理員に報告しな ければならない。
- 5 前2項の測定の結果は、次の項目について記録する。
 - (1) 測定日時
 - (2) 測定箇所
 - (3) 測定者名
 - (4) 放射線測定器の種類及び型式
 - (5) 測定方法
 - (6) 測定結果
 - (7) 測定の結果とった措置がある場合には、その内容
- 6 前項の記録は、年度ごとに閉鎖し、事務部が5年間保管する。

(個人被ばく線量の測定)

- 第24条 管理員は、管理区域に立ち入る者に対して適切な個人線量計を着用させ、次の各 号に従い個人被ばく線量を測定させなければならない。ただし、個人線量計を用いて測定 することが著しく困難な場合は、放射線測定器を用いることとし、なお測定が困難な場合 は、計算によってこれらの値を算出することとする。
 - (1) 放射線の量の測定は、胸部(女子にあっては、腹部)について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
 - (2) 前号のほか、外部披ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部からなる部分(女子にあっては、腹部及び大たい部からなる部分)以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
 - (3) 誤って飲み込む又は吸い込む等、放射性同位元素を体内摂取したおそれのある従事者については、内部被ばくの測定を行うこと。
 - (4) 測定は、管理区域に立ち入る者に対して、管理区域に立ち入っている間継続して 行うこと。一時立入者として主任者が認めた者については、外部被ばくの線量が10 0マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこと。
 - (5) 次の項目について測定の結果を記録すること。

イ測定対象者の氏名

口測定をした者の氏名

ハ個人線量計又は放射線測定器の種類と型式

ニ測定方法

ホ測定部位及び測定結果

- (6) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。
- (7) 前号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目ごとに記録すること。

イ算定年月日

ロ対象者の氏名

ハ算定した者の氏名

二算定対象期間

ホ実効線量

へ等価線量及び組織名

(8) 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録する。なお、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積実効線量を毎年度集計し、次の項目ごとに記録すること。

イ集計算定年月日

ロ対象者の氏名

ハ集計した者の氏名

二集計対象期間

ホ累積実効線量

(9) 第5号から第8号までの記録は、事務部が保管するとともに、記録の都度対象者に対しその写しを交付すること。

第7章 教育訓練

(教育訓練)

- 第25条 所長は、従事者に対し、放射線従事者の教育訓練に関する実施要項に定めるところにより、新規従事者教育訓練又は継続従事者のための再教育訓練(以下「再教育」という。)の受講を指示するものとする。
- 2 新規従事者教育訓練の対象者は、東京大学放射線業務従事者登録申請書を提出した者 とする。
- 3 新規従事者教育訓練は、従事者として管理区域に立ち入る前に行うこととし、管理区域 に立ち入った後は1年を超えない期間ごとに再教育を行う。

- 4 部局講習会及び再教育は、次の項目について実施する。
 - (1) この規程について30分以上
 - (2) 放射線の人体に与える影響、放射性同位元素等の安全取扱、関係法令等及び、 その他放射線障害の防止に関し必要な事項
- 5 共同利用従事者が研究所で放射性同位元素等の取扱いに従事しようとするときは、所 属機関で十分な教育を受けていることを確認するとともに、前項に掲げる項目のうち必 要な項目について、主任者又は管理員が指導する。
- 6 下限数量以下RIを管理区域外の承認された場所で使用する者は、管理区域外で使用 を開始する前に管理区域外使用に関する項目についての教育を受けなければならない。
- 7 管理員は、管理区域一時立入者に対して、管理区域に立ち入る前に放射線障害の 発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

第8章 健康診断

(健康珍断)

- 第26条 所長は、放射線取扱者の健康管理に関する実施要項に定めるところにより、次の 各号に従い、従事者に健康診断を受けさせなければならない。
 - (1) 従事者として管理区域に立ち入る前
 - (2)継続して従事者である者については6月を超えない期間ごと。
- 2 共同利用従事者が研究所で放射性同位元素等の取扱いに従事しようとするときは、所 属機関において健康診断を行い、その結果を主任者に提出しなければならない。
- 3 研究所の放射線施設を利用することにより、実効線量で5ミリシーベルト又は等価線 量限度を超える被ばくが認められた場合又はそのおそれがある場合には、主任者はその 者に速やかに健康診断を受診するよう指示するものとする。この場合において、当該者が 共同利用従事者である場合には、主任者は、その者の所属機関の主任者を通じて健康診断 の実施を命じるものとする。
- 4 事務部は、次の各号に従い健康診断の結果を記録し、記録の都度写しを被検診者に交付しなければならない。
 - (1) 実施年月日
 - (2) 対象者の氏名
 - (3) 健康診断を実施した医師の氏名
 - (4) 健康診断の結果
 - (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 5 健康診断の結果は、事務部において保管する。
- 6 主任者は、従事者又は共同利用従事者が、放射線障害を受け、又は受けたおそれ のある場合は、保健・健康推進本部長と協議し、その程度に応じ、管理区域への立ち入り

時間の短縮、立ち入りの禁止等健康の保持に必要な措置を講じるよう、所長に意見を具申 しなければならない。

7 所長は、前項の具申があった場合には、適切な措置を講じなければならない。

第9章 記帳及び保存

(記帳及び保存)

- 第27条 管理員は、放射性同位元素の受入又は購入、使用、保管、運搬及び廃棄にかかわる記録を行う帳簿を備え、従事者及び共同利用従事者に記帳させなければならない。
- 2 管理員は、従事者及び共同利用従事者の教育訓練にかかわる記録を行う帳簿を備え、記録しなければならない。
- 3 管理員は、施設の点検にかかわる記録を行う帳簿を備え、記録しなければならない。
- 4 前3項の帳簿に記載すべき項目は、次のとおりとする。
 - (1) 使用

イ放射性同位元素の種類及び数量

- 口放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
- ハ放射性同位元素の使用に従事する者の氏名
- (2) 受入れ、払出し

イ放射性同位元素の種類及び数量

- ロ受入れ又は払出しの年月日
- ハ相手方の氏名又は名称
- (3) 保管

イ放射性同位元素の種類及び数量

- 口放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ハ放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
- (4) 運搬

イ放射性同位元素等の種類及び数量

- ロ事業所外における運搬の年月日及び方法
- ハ荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託 先の氏名若しくは名称
- (5) 廃棄

イ放射性同位元素等の種類及び数量

- 口放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- ハ放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名
- (6) 教育訓練

イ教育訓練の実施年月日及び項目

- 口数育訓練を受けた者の氏名
- (7) 施設の点検
 - イ施設の点検の実施年月日
 - 口施設の点検の実施者氏名
 - ハ施設の点検の結果及びこれに伴う措置の内容
- 5 前項に定める帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に帳簿を閉鎖し、事務部が5年間保存しなければならない。
- 第28条 使用責任者は、下限数量以下RIの管理区域からの持出し及び持込み、使用、運搬、廃棄について記録を行う帳簿を備え、下限数量以下RIの使用者に記帳させなければならない。
- 2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次のとおりとする。
 - (1) 持出し、持込み

イ下限数量以下RIの種類及び数量

- ロ持出し又は持込みの年月日
- ハ持出し又は持込みに従事する者の氏名
- ニ持出し又は持込みを確認した者の氏名
- (2) 使用

イ下限数量以下RIの種類及び数量

- ロ下限数量以下RIの使用の年月日、目的、方法及び場所
- ハ下限数量以下RIの使用に従事する者の氏名
- (3) 運搬

イ下限数量以下RIの種類及び数量

- ロ運搬の年月日及び移動場所
- ハ運搬に従事する者の氏名
- (4) 廃棄

第27条第1項で規定する帳簿として作成する。

イ放射性同位元素等の種類及び数量

- 口放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- ハ放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

第10章 危険時の措置

(災害時の措置)

第29条 地震、火災等の災害が発生した場合には、研究所放射線施設緊急時連絡体制により関係者に連絡するとともに、施設、設備等の点検を実施しなくてはならない。点検の結果は、管理員、主任者を経て、所長に報告する。

(危険時の措置)

- 第30条 放射性同位元素等に関し、地震、火災、運搬中の事故等の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、発見者は、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を請じなければならない。
- 2 所長は、前項の事態が生じた場合は、直ちに学内については放射線関係緊急連絡網により関係機関に通報するとともに、遅滞なく原子力規制委員会に、運搬に係る事故の場合にあっては原子力規制委員会又は国土交通大臣に届け出なければならない。

第11章 報告

(報告)

- 第31条 次の名号に掲げる事態の発生を発見した者は、適切な応急処置を講じるととも に、直ちに管理員又は主任者に通報しなければならない。
 - (1) 放射性同位元素の盗難又は所在不明が発生したとき。
 - (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
 - (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
 - (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき。
 - (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし次のいずれかに該当するときを除く。

ア遺漏した液体状の放射性同位元素等が遺漏に係る設備の周辺部に設置された遺漏の拡大を防止するための**堰**の外に拡大しなかったとき

- イ気体状の放射性同位元素等が遺漏した場合において、空気中濃度限度を超える おそれがないとき
- (6)次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。 ア使用施設の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量 イ事業所の境界及び事業所内の人が居住する区画における線量
- (7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあった場合において、次の線量 を超え、又は超えるおそれがあるとき。

ア放射線業務従事者 : 5 m S v

イ放射線業務従事者以外の者 : 0.5 m S v

- (8) 従事者又は共同利用従事者に、実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある披ばくが発生したとき
- (9) 前各号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき
- 2 管理員又は主任者は、前項の通報を受けた場合には、応急の措置を講ずるともに、関係

者に連絡する。

- 3 所長及び主任者は、適切な措置を指示するとともに、事故の程度により、施設、設備の 使用を中止することができる。
- 4 所長は、第1項の通報を受けたときは、放射線関係緊急連絡網により学内及び学外の関係機関に概要を報告するとともに、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を発生の日から10日以内に、それぞれ原子力規制委員会に通報しなければならない。

(一般報告)

第32条 所長は、毎年4月1日を始期とする1年間について、施設の点検状況、放射性同位元素の保管状況、被ばく線量分布等を放射線管理状況報告書により期間経過後3月以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

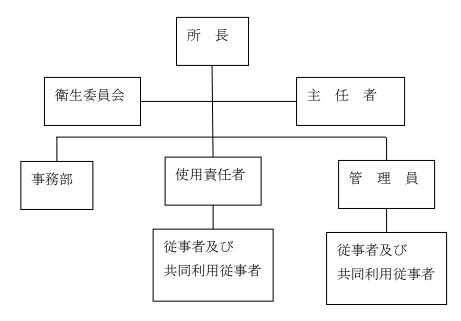
この規程は、平成22年9月27日から施行する。

附則

この規程は、平成27年3月5日から施行する。

附則

この規程は、平成29年11月22日から施行する。



別表 点検項目及び実施時期

別衣 品快項目及い美胞時期	
点 検 項 目	実 施 時 期
① 建物周辺及び耐火性、不燃性等の構造	年2回以上
に関する事項	又は変更の生じた時
② しゃへい壁、しゃへい物等に関する事	年2回以上
項	又は変更の生じた時
③ 作業室及び汚染検査室の壁、床の平滑	年2回以上
性等の表面状態に関する事項	又は変更の生じた時
④ 排気設備の構造、能力及び各種装置等	年2回以上
との連結状態に関する事項	又は変更の生じた時
⑤ 排水設備の構造、能力及び洗浄設備等	年2回以上
との連結状態に関する事項	又は変更の生じた時
⑥ 管理区域境界の柵、施錠等の施設に関	年2回以上
する事項	又は変更の生じた時
⑦ 標識及び注意事項等に関する事項	年2回以上
	又は変更の生じた時
⑧ その他使用施設に関する事項	年2回以上
a. 汚染検査用測定器、b. 除染用具	又は変更の生じた時
⑨ 貯蔵施設、保管廃棄設備に備える容器	年2回以上
に関する事項	